

第33回 定時株主総会 招集ご通知

新型コロナウイルスの感染症拡大防止のため、当日のご来場は極力お控えいただくようお願い申し上げます。詳細につきましては3頁をご参照ください。
また、株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございませんので、あらかじめご了承ください。

日 時

2022年11月29日(火曜日)
午前10時(受付開始 午前9時)

場 所

名古屋市東区葵3-16-16
ホテルメルパルク名古屋 2階瑞雲東

目 次

第33回定時株主総会招集ご通知	3
議決権行使についてのご案内	5
株主総会参考書類	7
第1号議案 定款一部変更の件	
第2号議案 取締役8名選任の件	
第3号議案 監査役1名選任の件	
提供書面	
事業報告	19
連結計算書類	44
計算書類	47
監査報告書	50

AVANTIA

株主の皆様へ

株主の皆様におかれましては、平素より格別のご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

当社を取り巻く事業環境は、地価や建築コストの上昇が続き、加えて昨今の急速な物価高騰による影響で、住宅取得マインドには慎重さがみられます。

このような状況の中、中期経営計画2022の最終年度として、重要施策である地域戦略や事業戦略を着実に推進してきたことで、2022年8月期の業績は当初の計画を上回り、中期経営計画2022の目標についても概ね達成いたしました。

今期より開始している中期経営計画2025の期間においても、厳しい事業環境が続くものと想定されますが、前中期経営計画で実施した各種施策を引き継ぎつつ、更に深化・拡大させることにより、一層の企業価値向上に向けた施策を展開してまいります。

また、サステナビリティ重要課題の一つとして、住環境の排出する温室効果ガスを削減すべく、国が定めた「ZEH基準」に対応した住宅を全棟標準といたします。高水準の環境性能を備えた分譲住宅の供給を本格化していくことにより、持続可能な社会実現に積極的に取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、当社グループの進化と成長にご期待いただき、引き続き変わらぬご理解とご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

株式会社AVANTIA

代表取締役社長 沢田康成

AVANTIAグループの理念体系

AVANTIAグループは、企業として永続的に存続し、発展していくための普遍的な考え方である「経営理念」を頂点とし、「長期ビジョン」「ミッション」を加えた、理念体系の構築を行いました。

長期ビジョンには、不動産業を生業とする我々が、お客様や地域・社会に提供したい価値創造の姿を掲げ、ミッションには、我々自身の喜びと成長の源泉となる、グループ全社員がはたすべき使命を掲げています。

経営理念	時代の変化に適応し、社会に愛され必要とされる企業を目指す
長期ビジョン 目指す姿	お客様・地域・社会に寄り添い、 あらゆる不動産ニーズを解決する企業集団となる
ミッション	お客様に喜びと感動を生む不動産商品・サービスの提供

AVANTIAグループの理念体系の詳細につきましては、
当社ウェブサイト (<https://avantia-g.co.jp/corp/>) をご覧ください。

証券コード8904
2022年11月10日

株 主 各 位

名古屋市瑞穂区妙音通三丁目31番地の1

株式会社 **AVANTIA**

代表取締役社長 沢 田 康 成

第33回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第33回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。なお、書面または電磁的方法（インターネット等）によっても議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただきまして、2022年11月28日（月曜日）午後6時までには議決権を行使いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

株主様へのお願い

株主の皆様のご健康と安全を確保するため、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた当社の対応並びに株主様へのお願いを次のとおりご案内申し上げます。皆様のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

- ①極力、書面または電磁的方法（インターネット等）により事前に議決権を行使していただき、**株主総会のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。**
- ②感染症拡大防止のため、座席の間隔を拡げることから、**ご用意できる席数が限られております。ご来場者数の状況により座席が不足し、ご入場いただける株主様の人数を制限させていただく場合がございますので、あらかじめご了承のほどお願い申し上げます。**
- ③ご来場の株主様は、マスクの着用をお願い申し上げます。
- ④当日、会場入口付近で検温をさせていただき、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方の入場をお断りさせていただきます。
- ⑤株主総会の開催中においては、体調不良と見受けられる方には運営スタッフがお声がけさせていただき、ご退場をお願いする場合がございます。
- ⑥お土産のご用意はございませんのであらかじめご了承ください。

記

1. 日 時 2022年11月29日（火曜日）午前10時（受付開始 午前9時）

2. 場 所 名古屋市東区葵3-16-16
ホテルメルパルク名古屋 2階瑞雲東

3. 目的事項

- 報告事項**
1. 第33期（2021年9月1日から2022年8月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第33期（2021年9月1日から2022年8月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案** 定款一部変更の件
第2号議案 取締役8名選任の件
第3号議案 監査役1名選任の件

以上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正すべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトにおいて、修正後の事項を掲載させていただきます。

◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、次の事項につきましては、法令及び定款第18条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載していません。したがって、本招集ご通知の提供書面は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。

1. 連結計算書類の連結注記表
2. 計算書類の個別注記表

◎本招集ご通知の内容については、早期に情報をご提供する観点から、本招集ご通知発送前にインターネット上の当社ウェブサイトを開示いたしました。

当社ウェブサイト (<https://avantia-g.co.jp/corp/>)

議決権行使 についてのご案内

7頁以降の株主総会参考書類をご検討いただき、
以下のいずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

事前にご行使いただける場合

● 書面による議決権行使 ●

行使期限

2022年11月28日(月曜日)
午後6時到着分まで

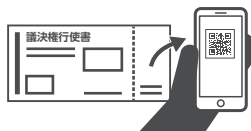


同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに当社株主名簿管理人に到着するようご返送ください。

● 「スマート行使」によるご行使 ●

行使期限

2022年11月28日(月曜日)
午後6時行使分まで



同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。
詳細につきましては次頁をご覧ください。

● パソコン等によるご行使 ●

行使期限

2022年11月28日(月曜日)
午後6時行使分まで

議決権行使ウェブサイト

<https://www.web54.net>

にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って議案に対する賛否をご登録ください。
詳細につきましては次頁をご覧ください。

当日ご出席される場合

● 株主総会へ出席 ●



株主総会開催日時

2022年11月29日(火曜日)
午前10時(受付開始 午前9時)

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。
新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、お早めのご来場をお願い申し上げます。

場所

ホテルメルパルク名古屋 2階瑞雲東

重複して行使された議決権の取扱いについて

- (1) 書面とインターネット(「スマート行使」を含む。)により二重に議決権を行使された場合は、インターネット(「スマート行使」を含む。)によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (2) インターネット(「スマート行使」を含む。)により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

ご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

議決権行使に関する
パソコン等の操作方法について



0120-652-031 (9:00~21:00)

その他のご照会

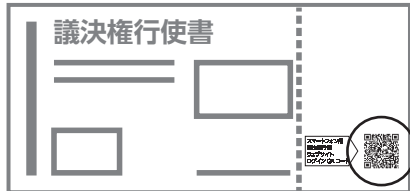


0120-782-031 平日 9:00~17:00

● 「スマート行使」によるご行使 ●

① スマートフォン用議決権行使ウェブサイトへアクセスする

同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

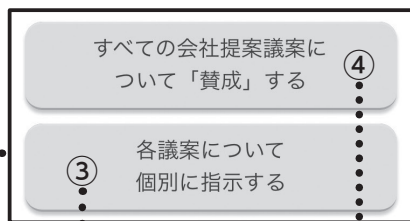


※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

② 議決権行使ウェブサイトを開く



表示されたURLを開くと議決権行使ウェブサイト画面が開きます。議決権行使方法は2つあります。



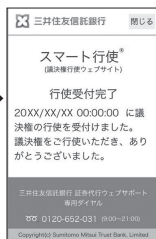
③ 各議案について個別に指示する



画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください。

一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコードを読み取り、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」/「パスワード」をご入力いただく必要があります(パソコンから、議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net> へ直接アクセスして行使いただくことも可能です)。

④ すべての会社提案議案について「賛成」する

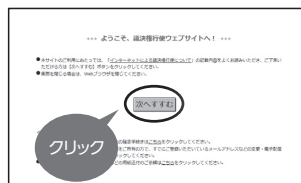


確認画面で問題なければ「この内容で行使する」ボタンを押して行使完了!

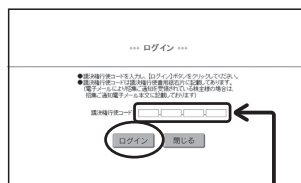
● パソコン等によるご行使 ●

① 議決権行使ウェブサイトへアクセスする

<https://www.web54.net>



② ログインする

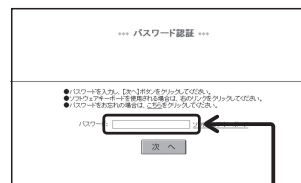


議決権行使コード

同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」をご入力ください。



③ パスワードを入力する



パスワード

同封の議決権行使書用紙に記載の「パスワード」をご入力ください。



以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

- ※ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金及び通信料金等は株主様のご負担となります。
- ※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。
- ※ 機関投資家の皆様は株式会社ICJが提供する機関投資家向け議決権行使プラットフォームをご利用いただくことができます。

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供制度が導入されたことに伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第18条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものです。
- (2) 変更案第18条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 現行定款第18条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設及び削除に伴い、経過措置等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
第1条～第17条 (条文省略) 第3章 株主総会	第1条～第17条 (現行どおり) 第3章 株主総会
(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第18条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	(削除)

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>第19条～第44条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(電子提供措置等)</p> <p>第18条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>②当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>第19条～第44条 (現行どおり)</p> <p><u>附 則</u></p> <p>(電子提供措置等に関する経過措置)</p> <p>第1条 2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第18条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。</p> <p>②本附則は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第2号議案

取締役8名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役6名全員が任期満了となります。つきましては、コーポレートガバナンスの更なる強化を図るため2名増員し、社外取締役3名を含む、取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者一覧

候補者 番号	氏名	当社における地位及び担当	取締役会出席回数 (第33期)
1 再任	さわ だ やす なり 沢 田 康 成	代表取締役社長	13回／13回 (100%)
2 再任	ひさ だ ひで のぶ 久 田 英 伸	取締役営業本部長	13回／13回 (100%)
3 再任	おか もと りょう 岡 本 亮	取締役開発本部長	13回／13回 (100%)
4 再任	ひ ぐち しょう じ 樋 口 昭 二	取締役管理本部長	10回／10回 (100%)
5 新任	かみ やな とし のり 上 築 利 則	執行役員	—
6 再任 社外 独立役員	ゆ はら えつ こ 湯 原 悦 子	社外取締役	10回／10回 (100%)
7 新任 社外 独立役員	まつ しま みのる 松 島 穰	—	—
8 新任 社外 独立役員	か とう てつ ろう 加 藤 徹 朗	—	—

【ご参考】 取締役候補者のスキル・マトリックス

当社では、取締役に必要な見識及び経験を次のとおり定めております。

現在、当社グループは長期ビジョン「お客様・地域・社会に寄り添い、あらゆる不動産ニーズを解決する企業集団となる」の実現に向け、「成長エンジンの構築」として位置付けた「中期経営計画2022」を推進してまいりました。その中期経営計画における成果と課題を引き継ぎ、当社は2025年8月期を最終年度とする「中期経営計画2025」を策定し、推進してまいります。

また、昨今の事業環境は、新型コロナウイルスの影響が収束しつつも、ウクライナ問題をはじめとする地政学リスクや原材料やエネルギーコストの上昇に伴う急速なインフレ等による企業業績、個人消費に与える影響が懸念されるなど、事業環境の不確実性は一層高まっていると認識しております。このような事業環境の中、当社経営陣には、長期ビジョンの実現、ひいては中長期的な企業価値の向上に向けて策定された中期経営計画に基づく各種の施策を着実に実行していくとともに、予測不能な事象に対するレジリエンスを高めつつ、環境問題や社会課題に対して積極的に取り組む必要があると考えております。

本株主総会における第2号議案をご承認いただいた場合の新経営体制におけるスキル・マトリックスは、次のとおりであります。

氏名	企業経営 経営戦略	建設 不動産業界	財務 ファイナンス	コーポレート ガバナンス リスク管理	総合不動産 サービス 新規事業開拓 M&A	新規市場 (地域)開拓 マーケティング	サステナ ビリティ
1 沢田 康成	○	○			○		○
2 久田 英伸	○	○				○	
3 岡本 亮		○			○	○	
4 樋口 昭二			○	○			○
5 上築 利則		○			○	○	
6 湯原 悦子				○			○
7 松島 穰	○			○			○
8 加藤 徹朗	○		○		○		

(注) 上記は各候補者の有する全ての専門性・知見を示すものではありません。

候補者番号

1

さわ だ やす なり
沢 田 康 成

生年月日
1971年5月4日生

再任



当社取締役在任期間
16年（本総会終結時）

取締役会への出席状況
13回／13回（100%）

所有する当社の株式の数
171,000株

略歴、当社における地位及び担当

1990年2月 当社入社
2003年10月 当社執行役員営業部長
2006年11月 当社取締役執行役員営業本部長
2011年11月 当社常務取締役営業本部長
2017年11月 当社代表取締役副社長営業本部長
2018年9月 当社代表取締役社長（現任）

重要な兼職の状況

株式会社サンヨー不動産代表取締役社長

取締役候補者とした理由

同氏は、設立当初に入社以来、営業部門を中心に強いリーダーシップと決断力により、業績の拡大、事業の進展に尽力してまいりました。代表取締役社長に就任以来、社内の課題解決に取り組み、着実に成果を上げており、今後も事業の更なる拡大に貢献が期待されることから、引き続き、取締役候補者としております。

候補者番号

2

ひさ だ ひで のぶ
久 田 英 伸

生年月日
1972年8月1日生

再任



当社取締役在任期間
3年（本総会終結時）

取締役会への出席状況
13回／13回（100%）

所有する当社の株式の数
7,400株

略歴、当社における地位及び担当

1997年4月 株式会社兵善組入社
2001年3月 当社入社
2011年9月 当社営業部長
2018年9月 当社執行役員第一営業部、第二営業部、関西事業部管掌
2019年11月 当社取締役執行役員中部事業部、三重事業部管掌
2021年11月 当社取締役営業本部長（現任）

取締役候補者とした理由

同氏は、入社以来、営業部門のトップとして営業の業績拡大及び営業戦略の構築等を推進してまいりました。今後も当社における営業力の強化及び事業展開への貢献が期待されることから、引き続き、取締役候補者としております。

候補者番号

3

おかもと
岡本りょう
亮生年月日
1973年4月30日生

再任



当社取締役在任期間
3年（本総会終結時）

取締役会への出席状況
13回／13回（100%）

所有する当社の株式の数
17,500株

略歴、当社における地位及び担当

1998年4月 当社入社
2010年9月 当社企画開発部長
2018年9月 当社執行役員企画開発部長
2019年11月 当社取締役執行役員用地仕入部、設計部管掌兼企画開発部長
2021年11月 当社取締役開発本部長（現任）

取締役候補者とした理由

同氏は、入社以来、商品開発及びプロモーションの業務に携わり、高度なノウハウを蓄積し、コーポレートブランディング制作を立案してまいりました。今後も新事業展開や新商品開発への貢献が期待されることから、引き続き、取締役候補者としております。

候補者番号

4

ひぐち
樋口しょうじ
昭二生年月日
1965年9月10日生

再任



当社取締役在任期間
1年（本総会終結時）

取締役会への出席状況
10回／10回（100%）

所有する当社の株式の数
2,300株

略歴、当社における地位及び担当

1988年4月 株式会社十六銀行入行
2019年1月 同行多治見支店長
2020年4月 当社出向企画開発部次長
2020年11月 当社総務部長
2021年4月 当社入社
2021年11月 当社取締役管理本部長（現任）

取締役候補者とした理由

同氏は、金融機関において培った管理業務における豊富な経験、実績、見識を有しており、これらの経験等を基に管理本部長としての職責を果たしております。今後も当社の中長期的な企業価値向上の実現に貢献が期待されることから、引き続き、取締役候補者としております。

候補者番号

5

かみ
上

やな
築

とし
利

のり
則

生年月日
1964年10月23日生

新任



所有する当社の株式の数
0株

略歴、当社における地位及び担当

- 1987年4月 協栄生命保険株式会社
(現 ジブラルタ生命保険株式会社) 入社
- 1988年4月 株式会社稲葉製作所入社
- 1989年1月 東急リバブル株式会社入社
- 1991年9月 三井不動産販売株式会社
(現 三井不動産リアルティ株式会社) 入社
- 2020年4月 同社ソリューション事業本部 統括営業部 営業部長
- 2022年8月 当社入社執行役員 (現任)

取締役候補者とした理由

同氏は、長年にわたり不動産業に従事し、同業界における豊富な経験と幅広い見識及びネットワークを有しております。これらの経験が当社における新たな収益基盤開拓が期待されることから、取締役候補者としております。

候補者番号

6

ゆ はら
湯 原えつ こ
悦 子生年月日
1970年2月12日生

再任

社外

独立役員



当社社外取締役在任期間
1年（本総会終結時）

取締役会への出席状況
10回／10回（100％）

所有する当社の株式の数
900株

略歴、当社における地位及び担当

- 1992年4月 株式会社福武書店
(現 株式会社ベネッセコーポレーション) 入社
- 2001年4月 日本学術振興会特別研究員
- 2004年4月 日本福祉大学社会福祉学部社会福祉学科講師
- 2007年4月 日本福祉大学社会福祉学部社会福祉学科准教授
- 2010年7月 日本ケアラー連盟理事（現任）
- 2018年4月 日本福祉大学社会福祉学部社会福祉学科教授（現任）
- 2021年5月 名古屋市再犯防止推進会議座長（現任）
- 2021年6月 豊田市再犯防止推進委員会委員長（現任）
- 2021年11月 当社社外取締役（現任）
- 2022年5月 知多地域権利擁護支援センター理事（現任）

重要な兼職の状況

日本福祉大学社会福祉学部社会福祉学科教授
日本ケアラー連盟理事
名古屋市再犯防止推進会議座長
豊田市再犯防止推進委員会委員長
知多地域権利擁護支援センター理事

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

同氏は、大学教授として長年にわたり福祉等の研究に従事しており、豊富な経験と高い学識を有しております。また、指名報酬委員会の委員として役員報酬案等の審議において必要かつ適切な助言を行うことにより、経営機能の強化に貢献しております。これらの実績に基づき、当社の経営全般に対し独立の立場から適切な意見を表明していただけると判断し、引き続き、社外取締役候補者としております。

候補者番号

7

まつ しま
松 島

みのる
穰

生年月日
1973年8月27日生

新任

社外

独立役員



所有する当社の株式の数
0株

略歴、当社における地位及び担当

- 1992年4月 株式会社日建エンジニアリング入社
1996年7月 株式会社東亜ハイウェイガード入社
1998年11月 有限会社エコシステム
(現 日本エコシステム株式会社) 設立
代表取締役社長 (現任)
2015年11月 サテライト一宮株式会社代表取締役 (現任)
2017年5月 日本ベンダーネット株式会社代表取締役
2019年12月 同社取締役 (現任)

重要な兼職の状況

日本エコシステム株式会社代表取締役社長
サテライト一宮株式会社代表取締役
日本ベンダーネット株式会社取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

同氏は、上場企業経営者としての多角的な見識や豊富なマネジメントの経験を有しております。選任が承認された場合には、当社の経営に長期的な企業価値向上に資することが期待いただけると判断し、社外取締役候補者としております。

候補者番号

8

かとう てつ ろう
加藤 徹 朗

生年月日
1965年2月1日生

新任

社外

独立役員



所有する当社の株式の数
0株

略歴、当社における地位及び担当

1987年4月 公認会計士加藤猛事務所入所
2005年6月 加藤徹朗税理士事務所設立 所長
2012年1月 税理士法人青葉会設立 代表社員（現任）
2015年11月 ORCAコンサルティング株式会社設立 代表取締役（現任）
2017年6月 株式会社シナ忠代表取締役（現任）

重要な兼職の状況

税理士法人青葉会代表社員
ORCAコンサルティング株式会社代表取締役
株式会社シナ忠代表取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

同氏は、税理士として財務・会計に関する相当程度の知見及び企業経営に関する十分な見識を有しております。選任が承認された場合には、当社の経営に適切な助言や監督を行っていただけると判断し、社外取締役候補者としております。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 上築利則氏、松島穰氏及び加藤徹朗氏は、新任の取締役候補者であります。
3. 湯原悦子氏、松島穰氏及び加藤徹朗氏は、社外取締役候補者であります。
4. 当社は湯原悦子氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の責任に関し、善意でかつ重大な過失がないときには、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として賠償責任を負うものとする責任限定契約を締結しており、同氏が原案どおり再任された場合には、当該契約を継続する予定であります。また、松島穰氏及び加藤徹朗氏の選任が承認された場合には、同様の責任限定契約を締結する予定です。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する「役員等賠償責任保険（D&O保険）」を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金や争訟費用が補填されることとなり、被保険者の保険料を当社が全額負担しております。ただし、法令違反の行為であることを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害は補填されないなどの一定の免責事由があります。各候補者が選任され、就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
6. 湯原悦子氏は、東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、当社は同氏を独立役員として両取引所に届け出ております。同氏が原案どおり再任された場合には、引き続き独立役員となる予定であります。また、松島穰氏及び加藤徹朗氏の選任が承認された場合には、当社は両氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出る予定であります。

第3号議案

監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役川崎修一氏は任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

かわ さき しゅう
川 崎 修

いち
一 生年月日
1973年1月18日生

再任 **社外** **独立役員**



当社社外監査役在任期間
8年（本総会終結時）

取締役会への出席状況
13回／13回（100%）

監査役会への出席状況
15回／15回（100%）

所有する当社の株式の数
4,100株

略歴、当社における地位

- 2004年10月 名古屋弁護士会
(現 愛知県弁護士会) 弁護士登録
富岡法律特許事務所入所
- 2008年1月 オーバル法律特許事務所入所
- 2009年4月 愛知大学大学院法務研究科准教授
- 2010年6月 株式会社クリップコーポレーション社外監査役
- 2011年10月 川崎修一法律事務所
(現 弁護士法人久屋総合法律事務所) 設立
代表パートナー弁護士 (現任)
- 2014年11月 当社社外監査役 (現任)
- 2018年11月 株式会社ジー・スリーホールディングス
社外取締役監査等委員 (現任)
- 2022年4月 愛知大学大学院法務研究科教授 (現任)

重要な兼職の状況

弁護士法人久屋総合法律事務所代表パートナー弁護士
株式会社ジー・スリーホールディングス社外取締役監査等委員
愛知大学大学院法務研究科教授

社外監査役候補者とした理由

同氏を社外監査役候補者とした理由は、弁護士としての専門的な見識を当社の監査に反映していただくためであります。また、当社の社外監査役を8年間務め、当社の事業内容に精通しており、加えて、弁護士として豊富な経験と法務全般に関する専門的な知見を有しているため、当社の監査に活かしていただけるものと判断し、引き続き、社外監査役候補者としております。

- (注) 1. 川崎修一氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 川崎修一氏は、社外監査役候補者であります。
3. 当社は川崎修一氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の責任に関し、善意でかつ重大な過失がないときには、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として賠償責任を負うものとする責任限定契約を締結しており、同氏が原案どおり再任された場合には、当該契約を継続する予定であります。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する「役員等賠償責任保険（D&O保険）」を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金や争訟費用が補填されることとなり、被保険者の保険料を当社が全額負担しております。ただし、法令違反の行為であることを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害は補填されないなどの一定の免責事由があります。川崎修一氏が選任され、就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
5. 川崎修一氏は、東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、当社は同氏を独立役員として両取引所に届け出ております。同氏が原案どおり再任された場合には、引き続き独立役員となる予定であります。
6. 川崎修一氏が社外取締役監査等委員を務めている株式会社ジー・スリーホールディングスは、同社における不適切な会計処理の事案について、2022年2月2日に特別調査委員会から受領した調査報告書を、同月18日には過年度の有価証券報告書及び四半期報告書の訂正報告書並びに有価証券届出書の訂正届出書をそれぞれ開示しております。さらに、同年5月18日には、金融庁長官による同社に対する課徴金納付命令に従い課徴金を納付する旨を開示しております。同氏は、本件事実（不適切な会計処理）が判明するまで当該事実を認識しておりませんでした。従前より同社取締役会等で提言を行っており、発覚後においても、再発防止策を含む本件事実への対応について助言を行い、その実施状況について注視し適宜報告を求める等、その職責を適切に果たしております。

以上

(提供書面)

事業報告

(2021年9月1日から 2022年8月31日まで)

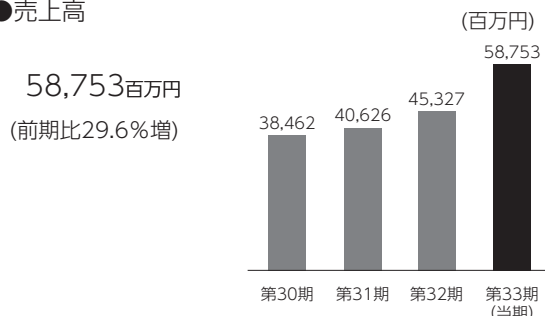
1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

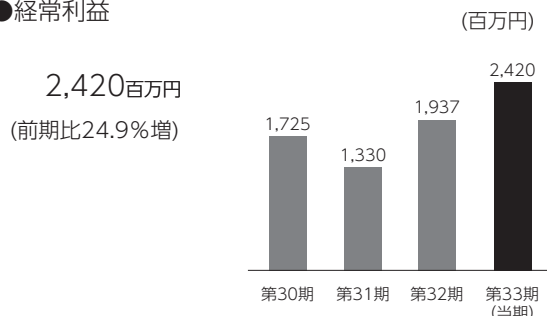
当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症対策の進展に伴い、社会経済活動の正常化に向けた動きが強まり、景気は持ち直しの動きがみられました。しかしながら、地政学リスクの長期化や世界的なインフレ等、これらに伴う各国の金融政策の引き締め等を背景とした、海外景気の下振れがわが国の景気を下押しするリスクとなり、今後の動向には一層の注視が必要な状況となっております。

当住宅・不動産業界におきましては、新設住宅着工戸数に一定の底堅さがみられる一方、地価の上昇や、ウッドショック以降続く建材、資材価格の上昇により、1棟当たりの販売価格も上昇を続けております。加えて、原材料価格の高騰や円安などを受け、エネルギーを含む生活必需品等の相次ぐ値上がりにより、顧客の住宅取得マインドには慎重さがみられません。

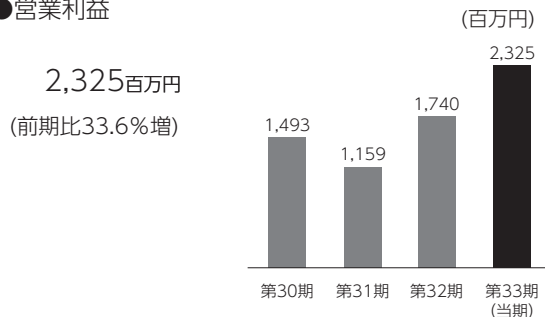
●売上高



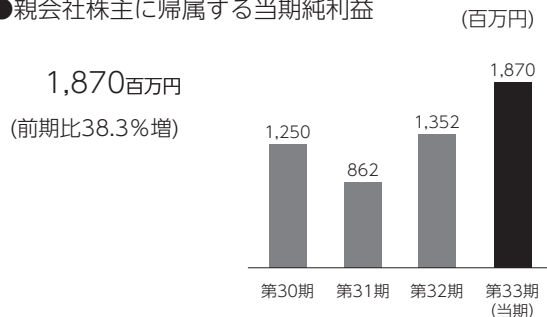
●経常利益



●営業利益



●親会社株主に帰属する当期純利益

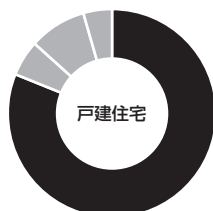


このような状況の中、当社グループは、「中期経営計画2022」の最終年度である当連結会計年度において、2本の柱である「地域戦略」及び「事業戦略」を着実に実行した結果、売上高は過去最高を更新し、自己資本利益率（ROE）も目標水準を概ね達成しました。

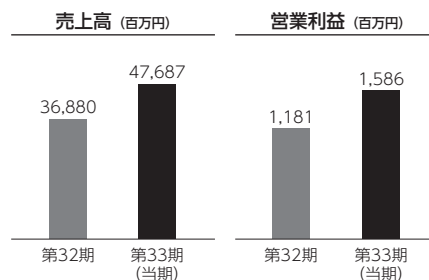
以上の結果、当連結会計年度は、売上高は587億53百万円（前期比29.6%増）、営業利益は23億25百万円（前期比33.6%増）、経常利益は24億20百万円（前期比24.9%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は18億70百万円（前期比38.3%増）となりました。

当社グループにおけるセグメント別の業績の概況は次のとおりであります。

戸建住宅事業



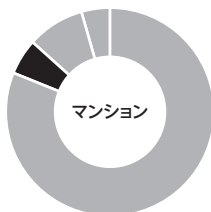
売上高構成比
81.2%



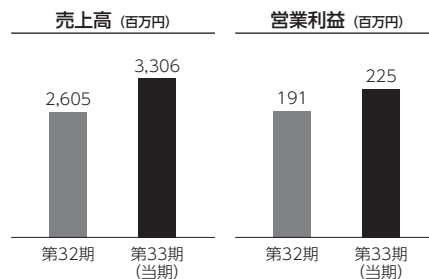
当社グループのコア事業である戸建住宅事業は、支店展開による地域密着型の営業活動の強みを活かしながら、コアエリアである愛知県の深耕、ドリームホームグループのグループ化による関西圏の強化及び三重県ではグループ3社で安定供給基盤を構築するなど、重点強化地域の成長を図りました。また、更なる収益基盤を求め、首都圏及び九州の新地域へ進出し、展開地域への深耕と拡大を推進してまいりました。

当連結会計年度の売上高は476億87百万円（前期比29.3%増）、営業利益は15億86百万円（前期比34.3%増）となりました。

マンション事業



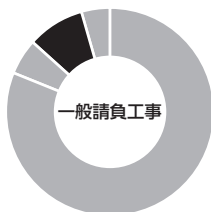
売上高構成比
5.6%



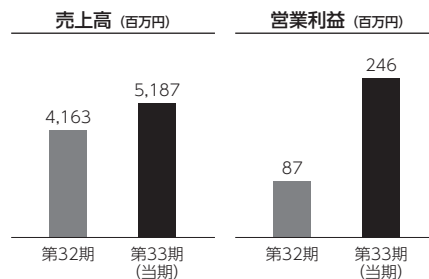
マンション事業は、当社子会社であるサンヨーベストホーム株式会社の実需向けのマンションを、ファミリー層を含めた多様な客層をターゲットにし、また、名古屋市内の都市型の物件から利便性の良い郊外型の物件まで幅広い立地にマンションブランド「サンクレーア」を展開しております。

当連結会計年度の売上高は33億6百万円（前期比26.9%増）、営業利益は2億25百万円（前期比17.6%増）となりました。

一般請負工事事業



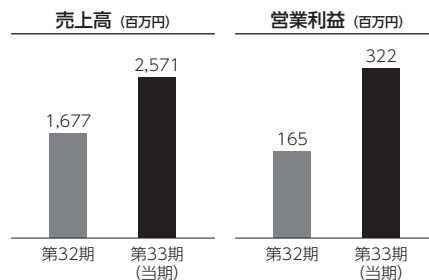
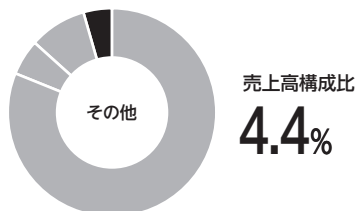
売上高構成比
8.8%



一般請負工事事業は、当社子会社であるジェイテクノ株式会社、株式会社巨勢工務店、株式会社宇戸平工務店の3社がそれぞれの地域の老舗工務店として、公共事業や民間工事での実績や高い技術力を活かし、当社グループの戸建住宅やマンション施工等、様々なシナジーを発揮しながら業容を拡大しております。

当連結会計年度の売上高は51億87百万円（前期比24.6%増）、営業利益は2億46百万円（前期比181.6%増）となりました。

その他の事業



その他の事業は、戸建住宅において周辺分野である不動産仲介、リフォーム工事などがあります。当社グループは不動産に関する様々な事業を展開し、「総合不動産サービス企業」を目指しております。

当連結会計年度の売上高は25億71百万円（前期比53.3%増）、営業利益は3億22百万円（前期比95.3%増）となりました。

セグメント別受注高・売上高及び受注残高実績

(単位：百万円)

区 分	当期受注高	当期売上高	受 注 残 高
戸建住宅事業	40,394	47,687	10,509
マンション事業	3,107	3,306	34
一般請負工事業	5,506	5,187	2,678
その他の事業	2,784	2,571	471
合 計	51,793	58,753	13,694

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資は、総額91百万円であります。その主なものは、業務システムの更改等・ホームページ等の改修等61百万円、支店・営業所の新設・改修等14百万円であります。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(8) 対処すべき課題

新型コロナウイルス感染症抑制と経済活動の両立が進む中で、国内経済は緩やかに持ち直しの動きが続いております。しかしながら、資源・原材料価格の上昇や為替の影響等による物価上昇圧力が続き、当面は非常に厳しい事業環境が続くものと予想されます。加えて、足元においては、住宅価格の上昇と昨今の物価高の影響が相まって、住宅需要には陰りがみられはじめております。

このような状況下において、当社グループは持続的な成長と企業価値向上のために策定した「VISION2030」を推進し、2022年度を最終年度とした「中期経営計画2022」では、概ね当初の計画を達成しました。現在は2025年度を最終年度とする「中期経営計画2025」を開始しております。

この「中期経営計画2025」は「持続的成長基盤確立期」と位置付け、「VISION2030」の実現と持続的な成長期に移行するための3年間とし、具体的には、以下を重要施策として取り組んでまいります。

販売地域や提供サービスの充実を図り、売上機会を増大させることで、トップラインの拡大に優先して取り組んでまいります。具体的には、首都圏及び関西圏での事業規模拡大に注力し、また、ZEH基準の断熱性能、省エネ性能を標準とした「AVANTIA 01」などによるブランド戦略を推進してまいります。

次に、増大する様々な売上機会における将来的な利益の最大化に向け、持続的な事業活動・成長の基礎となる人財基盤や財務基盤の充実、DX推進による業務・経営効率化などに対する投資を積極化することで経営基盤の拡充を図ってまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

＜ご参考＞当社のサステナビリティについて

当社は、「時代の変化に適応し、社会に愛され必要とされる企業を目指す」を経営理念として、戸建住宅を中心とする様々な不動産ニーズを解決する企業集団を目指して事業に取り組んでおります。その中で、昨今の気象災害の多発、激甚化の要因とされる地球温暖化防止に対しては、取扱商品である住宅の断熱性能や省エネ性能の向上に取り組んでおり、ZEH基準の断熱性能、省エネ性能などを標準とした「AVANTIA 01」の普及により環境負荷の低減を図るとともに、環境・社会・ガバナンス（ESG）並びにSDGsの各ゴールに対して、事業活動を通じて貢献していくことを目指しております。

当社は、今後とも、事業活動を通じて社会課題の解決に貢献しつつ、企業価値の最大化を目指してまいります。

(9) 財産及び損益の状況

(単位：百万円)

区 分	第30期 (2019年8月期)	第31期 (2020年8月期)	第32期 (2021年8月期)	第33期 (当連結会計年度) (2022年8月期)
受 注 高	37,784	37,616	55,438	51,793
売 上 高	38,462	40,626	45,327	58,753
経 常 利 益	1,725	1,330	1,937	2,420
親会社株主に帰属する 当期純利益	1,250	862	1,352	1,870
1株当たり当期純利益	85円78銭	59円42銭	95円09銭	131円21銭
総 資 産	41,746	44,655	53,466	60,683
純 資 産	24,694	24,726	25,585	26,887
1株当たり純資産	1,693円62銭	1,740円64銭	1,797円33銭	1,884円98銭

- (注) 1. 第31期より、従来戸建住宅事業に含めておりましたリフォーム事業を独立の事業とし、その他の事業に含めており、受注高にもその他の事業の金額を含めております。第30期の金額については当該変更を遡って集計したその他の事業の金額を含めた金額となっております。
2. 当連結会計年度より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)等を適用しており、当連結会計年度の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

(10) 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	出資比率 (%)	主要な事業内容
サンヨーベストホーム株式会社	100	100	マンションの企画・販売
株式会社巨勢工務店	80	100	建築工事の請負
ジェイテクノ株式会社	230	100	建築工事、土木工事及び管工事の請負
株式会社宇戸平工務店	40	100	建築工事の請負
五朋建設株式会社	17	100	戸建住宅の施工・販売
株式会社サンヨー不動産	65	100	戸建住宅の販売 不動産仲介 リフォーム工事の請負
株式会社プラスワン	35	100	戸建住宅の施工・販売 不動産仲介 リフォーム工事の請負
株式会社DreamTown	10	100	戸建住宅の施工
株式会社ドリームホーム	10	100	戸建住宅の販売 不動産仲介

(11) 主要な事業内容

- ① 戸建住宅の施工・販売
- ② マンションの企画・販売
- ③ 建築工事、土木工事及び管工事の請負
- ④ リフォーム工事の請負
- ⑤ 不動産仲介

(12) 主要な事業所

事業所名		所在地	
当 社	本 社	名古屋市瑞穂区妙音通	
	支 店	名古屋南支店	名古屋市緑区潮見が丘
		名古屋西支店	名古屋市中川区中島新町
		名古屋東支店	愛知県長久手市井堀
		春日井支店	愛知県春日井市瑞穂通
		豊田支店	愛知県豊田市下林町
		四日市支店	三重県四日市市石塚町
		吹田支店	大阪府吹田市内本町
		市川支店	千葉県市川市八幡
	福岡支店	福岡市中央区梅光園	
	営業所	半田営業所	愛知県半田市昭和町
		安城営業所	愛知県安城市朝日町
		豊橋営業所	愛知県豊橋市大手町
		岡崎営業所	愛知県岡崎市法性寺町
		岐阜営業所	岐阜県岐阜市宇佐
		浜松営業所	浜松市中区元城町
		金沢営業所	石川県金沢市彦三町
		千葉営業所	千葉市中央区栄町
		福岡天神営業所	福岡市中央区大名
展示場	日進梅森展示場	愛知県日進市梅森町	
	AVANTIA SQUARE	名古屋市東区泉	

	会 社 名	所 在 地
子会社	サンヨーベストホーム株式会社	名古屋市熱田区白鳥
	株式会社巨勢工務店	兵庫県西宮市生瀬町
	ジェイテクノ株式会社	名古屋市天白区井の森町
	株式会社宇戸平工務店	三重県津市久居寺町
	五朋建設株式会社	静岡市駿河区曲金
	株式会社サンヨー不動産	名古屋市瑞穂区妙音通
	株式会社プラスワン	三重県津市波見町
	株式会社DreamTown	京都市右京区山ノ内苗町
	株式会社ドリームホーム	京都市下京区中堂寺庄ノ内町

(13) 従業員の状況

① 企業集団の状況

区 分	従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
戸建住宅事業	425名	27名減
マンション事業	27名	－
一般請負工事業	99名	9名増
その他の事業	40名	11名減
合 計	591名	29名減

(注) 従業員数には、臨時従業員は含まれておりません。

② 当社の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
307名	29名減	35.7歳	9.0年

(注) 従業員数には、臨時従業員及び転出出向者は含まれておりません。

(14) 主要な借入先の状況

借入先	借入金残高 (百万円)
株式会社愛知銀行	2,581
株式会社三菱UFJ銀行	2,168
株式会社三井住友銀行	2,028
株式会社百五銀行	1,806
株式会社十六銀行	1,752
株式会社中京銀行	1,730
三井住友信託銀行株式会社	1,715
株式会社大垣共立銀行	1,125
株式会社関西みらい銀行	1,089
株式会社三十三銀行	891

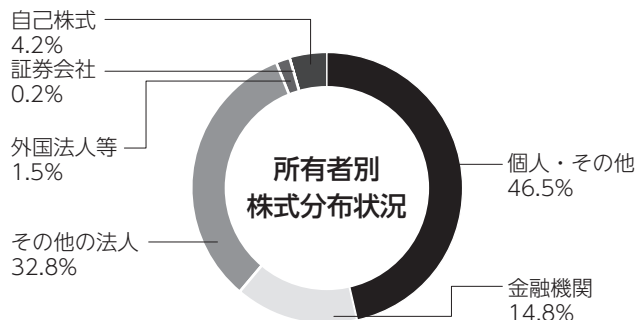
(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 株式の状況

- ① 発行可能株式総数 25,000,000株
- ② 発行済株式の総数 14,884,300株
(自己株式620,455株を含む)
- ③ 当事業年度末の株主数 28,601名



(2) 大株主の状況 (上位10位)

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
株式会社S Kエイト	4,030,400	28.25
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	746,600	5.23
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	217,800	1.52
株式会社三菱UFJ銀行	192,000	1.34
沢田康成	171,000	1.19
株式会社十六銀行	160,000	1.12
AVANTIAはなみずき持株会	157,200	1.10
AVANTIA従業員持株会	151,300	1.06
株式会社LIXIL	144,000	1.00
楽天損害保険株式会社	120,000	0.84

- (注) 1. 当社は、自己株式を620,455株保有しておりますが、上記大株主には含んでおりません。
 2. 持株比率は、自己株式 (620,455株) を控除して計算し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

(3) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

役員区分	株式数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く）	27,200株	4名
社外取締役	－	－
監査役	－	－

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、「4. (4) 取締役及び監査役の報酬等に関する事項」に記載しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役に関する事項

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	沢田康成	株式会社サンヨー不動産代表取締役社長
取締役	久田英伸	営業本部長
取締役	岡本亮	開発本部長
取締役	樋口昭二	管理本部長
取締役	遠藤彰一	公認会計士・遠藤会計事務所所長 株式会社プロノワ代表取締役 中島醸造株式会社社外取締役
取締役	湯原悦子	日本福祉大学社会福祉学部社会福祉学科教授 日本ケアラー連盟理事 名古屋市再犯防止推進会議座長 豊田市再犯防止推進委員会委員長 知多地域権利擁護支援センター理事
常勤監査役	吉田重正	
監査役	川崎修一	弁護士法人久屋総合法律事務所代表パートナー弁護士 株式会社ジー・スリーホールディングス社外取締役監査等委員 愛知大学大学院法務研究科教授
監査役	中村昌弘	昭和印刷株式会社取締役

- (注) 1. 取締役遠藤彰一及び湯原悦子の両氏は、社外取締役であります。
2. 監査役吉田重正、川崎修一、中村昌弘の3氏は、社外監査役であります。
3. 当社は、取締役遠藤彰一、湯原悦子の両氏及び監査役吉田重正、川崎修一、中村昌弘の3氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。
4. 宮崎卓也、水戸直樹、大森隆治、広中和雄及び天野景春の5氏は、2021年11月24日開催の第32回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役及び監査役を退任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の責任に関し、善意でかつ重大な過失がないときには、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として賠償責任を負うものとする責任限定契約を締結しております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

① 被保険者の範囲

当社の取締役、監査役及び執行役員並びに子会社の取締役及び監査役

② 保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する「役員等賠償責任保険（D&O保険）」契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金や争訟費用が補填されることとなり、被保険者の保険料を当社が全額負担しております。ただし、法令違反の行為であることを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害は補填されないなどの一定の免責事由があります。

(4) 取締役及び監査役の報酬等に関する事項

① 当事業年度に係る報酬等の額

役員区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		対象となる 役員の員数
		基本報酬	譲渡制限付 株式報酬	
取締役（社外取締役を除く）	147,273千円	123,436千円	23,836千円	7名
監査役（社外監査役を除く）	—	—	—	—
社外取締役	8,400千円	8,400千円	—	3名
社外監査役	18,637千円	18,637千円	—	4名
合計	174,310千円	150,473千円	23,836千円	14名

(注) 2021年11月24日開催の第32回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任した取締役4名及び監査役1名を含んでおります。

② 当事業年度において支払った役員退職慰労金

当社は、2019年11月27日開催の第30回定時株主総会終結の時をもって取締役及び監査役の退職慰労金制度を廃止し、同株主総会后引き続き在任する取締役及び監査役に対しては、制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議いたしております。これに基づき、当事業年度に退任した取締役2名に対し、12,880千円の退職慰労金を支給しております。

③ 非金銭報酬等に関する事項

取締役が当社の企業価値の持続的な向上を図るため、また、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、取締役に対し、譲渡制限付株式を交付しております。当該株式報酬の交付状況は「2. (3) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況」に記載のとおりです。

④ 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、1997年3月28日開催の臨時株主総会において年額500,000千円以内と決議しております（使用人兼務取締役の使用人給与は含まない）。当該臨時株主総会終結時点の取締役の員数は5名です。

また、金銭報酬とは別枠で、2019年11月27日開催の第30回定時株主総会において、株式報酬の額として年額300,000千円以内（社外取締役は付与対象外）と決議しております。当該株主総会終結時点での取締役（社外取締役は除く）の員数は6名です。

監査役の金銭報酬の額は、1997年3月28日開催の臨時株主総会において年額100,000千円以内と決議しております。当該臨時株主総会終結時点の監査役の員数は2名です。

⑤ 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年9月16日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

イ. 取締役の報酬制度・水準に関する基本方針

当社の取締役の報酬は、多様で優秀な人財の確保と成長を促し、魅力的かつ競争力のある水準であること、中長期的な企業価値向上と株主価値増大へのインセンティブを高める制度、構成とする。

社外取締役を除く取締役の報酬は、業務執行の対価としての金銭による基本報酬と株主との利害を共有し、長期的な企業価値向上のインセンティブを高めるための株式報酬により構成し、社外取締役の報酬は、その職務に鑑み、金銭による固定報酬のみとする。

ロ. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の各取締役の基本報酬は、年俸の12等分による月例の固定報酬とし、事業年度ごとにその役位、職責並びに会社業績等に応じ、外部調査機関による他社の役員報酬水準や当社従業員の給与水準等を総合的に勘案し、指名報酬委員会にて審議し、取締役会に答申を行う。取締役会は、指名報酬委員会の答申内容に基づき、その報酬内容等について決議を行う。

ハ. 非金銭報酬等の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

社外取締役を除く取締役に支給する株式報酬（非金銭報酬）は、事前交付型の譲渡制限付株式報酬とし、その譲渡制限期間は在任もしくは在職の間とする。各取締役に付与する譲渡制限付株式数は、指名報酬委員会の答申に基づき決定された各取締役の月例の固定報酬額と当社取締役会の決議により定められた譲渡制限付株式報酬内規（役位係数等）に基づき算定される金銭債権額と当該株式の発行または処分に関する取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値により決定し、当該取締役会決議の日より一か月以内に支給することとする。

二. 個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の報酬等の種類別の割合については、現在の報酬体系並びに種類ごとの報酬額の決定方針等から定めないこととする。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況

取締役遠藤彰一氏は、公認会計士・遠藤会計事務所所長、株式会社プロノワ代表取締役及び中島醸造株式会社社外取締役を兼職しております。

取締役湯原悦子氏は、日本福祉大学社会福祉学部社会福祉学科教授、日本ケアラー連盟理事、名古屋市再犯防止推進会議座長、豊田市再犯防止推進委員会委員長及び知多地域権利擁護支援センター理事を兼職しております。

監査役川崎修一氏は、弁護士法人久屋総合法律事務所代表パートナー弁護士、株式会社ジー・スリーホールディングス社外取締役監査等委員及び愛知大学大学院法務研究科教授を兼職しております。

監査役中村昌弘氏は、昭和印刷株式会社取締役を兼職しております。

当社と上記各兼職先との間には重要な取引及び特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	取締役会		監査役会		発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
		出席回数	出席率	出席回数	出席率	
取締役	遠藤 彰一	13/13回	100%	—	—	公認会計士としての豊富な専門知識と経験に基づき、財務及び会計に関する幅広い範囲にわたり、客観的な立場で発言を行っております。
取締役	湯原 悦子	10/10回	100%	—	—	大学教授としての経験と幅広い知見、また女性の立場から経営全般にわたり客観的な立場で発言を行っております。
監査役	吉田 重正	13/13回	100%	15/15回	100%	銀行業務に携わってきた豊富な専門知識と経験に基づき、常勤監査役として、財務会計及び経営全般にわたり、客観的な立場で発言を行っております。
監査役	川崎 修一	13/13回	100%	15/15回	100%	弁護士としての専門知識及び大学院教授としての幅広い見識に基づき、法令及び法務に関する幅広い範囲にわたり、客観的な立場で発言を行っております。
監査役	中村 昌弘	12/13回	92%	14/15回	93%	会社経営者としての豊富な専門知識と経験に基づき、客観的な立場で意思決定の妥当性及び適正性を確保するための発言を行っております。

(注) 取締役湯原悦子氏は、2021年11月24日開催の第32回定時株主総会において選任されたため、取締役会の開催回数が他の取締役及び監査役と異なります。なお、取締役湯原悦子氏の就任後の取締役会の開催回数は10回であります。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

誠栄監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

	支払額
① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	22,490千円
② 当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	22,490千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積の算出根拠等を確認し、検証した結果、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合など、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、当社並びに子会社からなる企業集団の業務の適正を確保する体制の整備に関する基本方針を取締役会の決議により以下のとおり定めております。

当社は、基本方針に基づく内部統制システムの整備・運用状況を評価し、必要な改善措置を講じるほか、この基本方針についても、経営環境の変化等に対応して見直しを行い、実効性のある内部統制システムの整備・運用に努める。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - イ. 取締役会が取締役の職務の執行を監督するため、取締役は、会社の業務執行状況を取締役会に報告するとともに、他の取締役の職務執行を相互に監視・監督する。
 - ロ. 監査役は、代表取締役及び業務を執行する取締役がその職務の執行状況を適時かつ適切に取締役会に報告しているかを確認するとともに、取締役会が監督義務を適切に履行しているかを監視する。
 - ハ. A V A N T I Aグループ企業行動指針をはじめとするコンプライアンス体制に係る規程を制定し、役職員が法令・定款を遵守した行動をとるための行動規範とする。また、その徹底を図るため、コンプライアンス・リスク管理委員会を設け、全社のコンプライアンスの取り組みを横断的に統括するとともに、役職員教育等を行う。コンプライアンス・リスク管理委員会の委員長は代表取締役社長が務める。
 - ニ. コンプライアンス体制の充実及びコーポレートガバナンス強化の観点から、コンプライアンス・リスク管理室を設置し、当社のコンプライアンス体制の構築・運用状況を調査し、その結果を定期的に取り締役に報告する。また、コンプライアンス・リスク管理室はコンプライアンス・リスク管理委員会を所管する。
 - ホ. 内部監査室は、法令及び社内規程に従って業務が適切に運用されているかを監査する。
監査結果については、定期的に取り締役に報告する。
 - ヘ. 法令等の遵守上疑義のある行為等について、使用人が直接情報提供を行える手段として内部通報制度を設置・運営する。監査役会は係る通報の直接受付機能を果たすこととする。この場合、通報者の希望により匿名性を担保するとともに、通報者に不利益がないことを確保する。重要な通報については、監査役会は、その内容と会社の対処状況、対処結果について、取締役会に開示し、周知徹底する。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務執行に係る情報については、法令及び社内規程に基づき作成・保存するとともに、必要に応じて取締役、監査役、会計監査人等が閲覧、謄写可能な状態にて管理する。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- イ. 業務執行に係るリスクを認識・評価し適切なリスク対応を行うため、リスク管理規程を定め、コンプライアンス・リスク管理委員会が全社的なリスク管理体制の整備・構築を行う。
 - ロ. コンプライアンス・リスク管理委員会は、定期的に担当部門の責任者より各部門に内在するリスク管理の状況について報告を受け、全社的なリスク管理の進捗状況についての管理を行う。
 - ハ. 内部監査室は、各部門のリスク管理状況の監査を通じ、その結果をコンプライアンス・リスク管理委員会に報告する。
 - ニ. コンプライアンス・リスク管理室は、各部門のリスク管理体制状況を調査し、その結果を代表取締役へ報告するとともに、定期的に取り締役会に報告する。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- イ. 取締役会を取締役会規程に基づき開催し、業務執行に係る重要な意思決定を行うとともに、取締役の業務執行状況の監督を行う。また、随時発生する課題に対処するため、適時、臨時取締役会を開催する。
 - ロ. 執行役員制度を採用し、取締役の監視のもとで、業務の分担、責任の明確化、業務執行の効率化、迅速化を図る。
 - ハ. 取締役の職務分担を明確にし、当該担当業務の執行については、組織規程において各部門の業務分掌を明確にするとともに、その責任者を定め、適正かつ効率的に職務が行われる体制を確保する。
 - ニ. 中期経営計画と年次計画を策定し、取締役会への業績報告等を通じて、取締役会がその実行・実績の管理を行う。

- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ. 当社の定める関係会社管理規程に基づき、当社企業集団における業務の適正を確保する。また、子会社の業務の執行は、各社における社内規程に従って実施し、内部監査室は、業務が実効的かつ適正に行われているかどうかを監査する。
 - ロ. 当社は、関係会社管理規程に基づき連絡会議を開催し、子会社の経営内容を的確に把握するとともに業務執行状況を監視する。
 - ハ. コンプライアンス・リスク管理室は、子会社の経営が実効的かつ適正に行う体制になっているかを調査する。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- イ. 当社は監査役のための監査役スタッフを置くことができる。
 - ロ. 監査役スタッフの異動、昇格・降格、報酬、懲罰等に係る決定を行う場合には、常勤監査役の同意を要するものとする。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ. 取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに監査役に報告をするものとする。
 - ロ. 監査役は、取締役会のほか、コンプライアンス・リスク管理委員会などの重要な会議に出席するとともに、必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求め、書類の提示を求めることができるものとする。
 - ハ. 監査役に報告を行った者は当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを受けない。
 - ニ. 監査役は、監査の実施にあたり、顧問弁護士、会計監査人、コンプライアンス・リスク管理室及び内部監査室と緊密な連携を保ちながら監査の実効性を確保する。
 - ホ. 監査役がその職務の執行について必要な費用の前払い等の請求をしたときは、速やかに会社は当該費用を処理する。
- ⑧ 財務報告の信頼性を確保するための体制
- 当社は、財務報告の信頼性と適正性の確保及び金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け、財務報告に係る内部統制の整備を行い、継続した運用、評価及び有効性向上のための取り組みを行う。

⑨ 反社会的勢力との関係遮断に関する事項

- イ. 当社及び子会社からなる企業集団は、「AVANTIAグループ企業行動指針」に「市民社会の秩序や安全を脅かす反社会的団体／勢力に対して常に毅然とした態度で対応し、その脅威には屈しません」と明記し、反社会的勢力排除に向けた基本方針として周知徹底する。
- ロ. 反社会的勢力への対応を統轄する部署を設け、反社会的勢力による不当要求、組織暴力及び犯罪行為に対しては、直ちに関係部門と協議し対応するとともに、警察等関係機関と連携する等、組織的に対応を行う。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① コンプライアンスに関する取り組みの状況

当社は、「経営理念」、「長期ビジョン」、「ミッション」、「AVANTIAグループ企業行動指針」を説明した冊子を全役職員に配布して、周知を図っております。また、コンプライアンス・リスク管理委員会を定期開催して、コンプライアンス体制の整備及び強化に努めております。

内部通報取扱規程に基づき、監査役会及び社内から独立した外部弁護士事務所を内部通報窓口として設けております。また、内部通報があった場合、監査役会は内部通報の状況について確認を行うとともに、取締役会にその運用状況の報告を行っております。

コンプライアンス体制の強化及び先を見越したリスク管理体制の整備を図るため、コンプライアンス・リスク管理室が、財務報告に係る内部統制、業務の適正を確保する体制等を主眼に状況調査を行い、その内容を取締役に報告しております。

内部監査室は、事業所及び子会社の監査を行い、監査結果を取締役会などに報告しております。

② 損失の危険の管理に関する取り組みの状況

コンプライアンス・リスク管理委員会は、当社及びグループ全体の横断的なリスク管理を行っております。

③ 取締役の職務の執行の効率性を確保する取り組みに関する状況

当事業年度に取締役会を13回開催し、経営上重要な事項について審議し決議しており、また、取締役は業務の執行状況を取締役に定期的に報告しております。

- ④ 当社グループにおける業務の適正を確保する取り組みの状況
当社役員及びグループ会社社長を構成員とするグループ社長会を開催し、各社の業務状況の報告を通じて、適切に指導、管理を行っております。
- ⑤ 監査役の監査が実効的に行われることを確保する取り組みの状況
監査役は、取締役会など重要な会議に出席し、また、定期的に代表取締役と経営全般に関し、意見交換を行っております。さらに、稟議書などを常時閲覧し、監査の実効性の向上を図っております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する基本方針

当社は、中長期的な企業価値最大化によって株主に帰属する利益を増大させ、持続的な株主価値向上を実現することを利益還元に関する基本方針とし、事業活動により獲得した利益は、当社の成長ステージに応じたバランスで適切に分配してまいります。

内部留保につきましては、事業規模、業容拡大に必要な事業資金として、また、M&Aや人財育成、商品開発等の先行投資資金として活用していくことで、更なる収益力の向上を図り、持続的な企業価値向上に努めてまいります。

株主の皆様に対する利益還元につきましては、業績や事業環境、中期的な経営戦略等を総合的に勘案しながら、連結配当性向25%程度かつ1株当たり年間配当金の下限を38円として、業績に連動した利益還元を行い、長期的かつ安定的な配当の維持に努めてまいります。

なお当社は、剰余金の配当等について、株主総会の決議によっては定めず、取締役会の決議によって定める旨を定款に定めております。また、取締役会の決議によって、毎年2月末日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

当期末の配当金につきましては、1株につき19円とさせていただきます。これにより、中間配当金1株につき19円と合わせまして、年間配当金は1株につき38円となりました。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。ただし、1株当たり純資産及び1株当たり当期純利益は、表示単位未満の端数を四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表

(2022年8月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	53,943,911	流 動 負 債	29,452,609
現 金 預 金	13,792,559	支払手形・工事未払金等	2,709,920
受取手形・完成工事未収入金等及び契約資産	1,615,504	短 期 借 入 金	19,472,703
販 売 用 不 動 産	9,458,472	1年内返済予定の長期借入金	4,325,611
開 発 事 業 等 支 出 金	24,242,458	未 払 法 人 税 等	431,409
未 成 工 事 支 出 金	4,209,562	契 約 負 債	1,261,087
材 料 貯 蔵 品	15,913	賞 与 引 当 金	124,580
そ の 他	610,323	完 成 工 事 補 償 引 当 金	18,694
貸 倒 引 当 金	△882	そ の 他	1,108,603
固 定 資 産	6,739,650	固 定 負 債	4,343,918
有形固定資産	4,562,532	長 期 借 入 金	3,639,845
建 物 ・ 構 築 物	2,137,490	退 職 給 付 に 係 る 負 債	281,712
車 両 運 搬 具	20,760	そ の 他	422,360
土 地	2,317,979	負 債 合 計	33,796,528
そ の 他	86,302	純 資 産 の 部	
無形固定資産	747,945	株 主 資 本	26,867,743
の れ ん	636,390	資 本 金	3,732,673
ソ フ ト ウ エ ア	87,734	資 本 剰 余 金	2,978,249
そ の 他	23,820	利 益 剰 余 金	20,732,264
投資その他の資産	1,429,171	自 己 株 式	△575,443
投 資 有 価 証 券	429,096	その他の包括利益累計額	19,289
繰 延 税 金 資 産	328,833	その他有価証券評価差額金	19,289
退 職 給 付 に 係 る 資 産	400	純 資 産 合 計	26,887,033
そ の 他	670,842	負 債 純 資 産 合 計	60,683,562
資 産 合 計	60,683,562		

連結損益計算書

(2021年9月1日から
2022年8月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		58,753,402
売上原価		49,865,661
売上総利益		8,887,740
販売費及び一般管理費		6,561,992
営業利益		2,325,747
営業外収益		
受取利息	719	
受取配当金	8,291	
受取事務手数料	61,492	
不動産取得税還付金	85,254	
雑収入	116,865	272,624
営業外費用		
支払利息	156,677	
雑損	21,611	178,288
経常利益		2,420,082
特別利益		
固定資産売却益	2,564	2,564
特別損失		
固定資産売却損	29,966	
固定資産除却損	12,069	
退職給付制度改定損	12,951	54,986
税金等調整前当期純利益		2,367,660
法人税、住民税及び事業税	721,663	
過年度法人税等	△164,094	
法人税等調整額	△60,368	497,200
当期純利益		1,870,460
親会社株主に帰属する当期純利益		1,870,460

連結株主資本等変動計算書

(2021年9月1日から
2022年8月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	3,732,673	2,980,013	19,403,285	△602,061	25,513,910
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△541,480		△541,480
親会社株主に帰属する 当期純利益			1,870,460		1,870,460
自己株式の処分		△1,763		26,617	24,854
株主資本以外の項目の当連結 会計年度変動額（純額）					
当連結会計年度変動額合計	-	△1,763	1,328,979	26,617	1,353,833
当連結会計年度末残高	3,732,673	2,978,249	20,732,264	△575,443	26,867,743

	その他の包括利益累計額	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	
当連結会計年度期首残高	71,276	25,585,186
当連結会計年度変動額		
剰余金の配当		△541,480
親会社株主に帰属する 当期純利益		1,870,460
自己株式の処分		24,854
株主資本以外の項目の当連結 会計年度変動額（純額）	△51,986	△51,986
当連結会計年度変動額合計	△51,986	1,301,846
当連結会計年度末残高	19,289	26,887,033

貸借対照表

(2022年8月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	36,057,432	流 動 負 債	18,489,168
現 金 預 金	8,795,607	工 事 未 払 金	1,214,560
完 成 工 事 未 収 入 金	1,479	短 期 借 入 金	13,117,863
販 売 用 不 動 産	6,812,148	1年内返済予定の長期借入金	2,964,064
開 発 事 業 等 支 出 金	15,616,361	未 払 金	122,372
未 成 工 事 支 出 金	2,523,575	未 払 費 用	131,495
材 料 貯 蔵 品	9,550	未 払 法 人 税 等	187,591
前 払 費 用	28,897	契 約 負 債	211,046
短 期 貸 付 金	1,995,926	預 り 金	459,011
未 収 入 金	30,030	賞 与 引 当 金	67,976
立 替 金	231,171	完 成 工 事 補 償 引 当 金	5,882
そ の 他	12,682	資 産 除 去 債 務	2,312
固 定 資 産	7,564,917	そ の 他	4,994
有 形 固 定 資 産	1,375,878	固 定 負 債	2,225,906
建 物	990,431	長 期 借 入 金	1,728,629
構 築 物	57,675	退 職 給 付 引 当 金	216,898
車 両 運 搬 具	9,466	預 り 保 証 金	93,263
工 具 器 具 ・ 備 品	62,239	資 産 除 去 債 務	117,716
土 地	256,065	そ の 他	69,399
無 形 固 定 資 産	90,046	負 債 合 計	20,715,075
借 地 権	5,573	純 資 産 の 部	
商 標 権	5,323	株 主 資 本	22,891,750
ソ フ ト ウ エ ア	71,967	資 本 金	3,732,673
電 話 加 入 権	7,181	資 本 剰 余 金	2,978,249
投 資 そ の 他 の 資 産	6,098,992	資 本 準 備 金	2,898,621
投 資 有 価 証 券	337,085	そ の 他 資 本 剰 余 金	79,627
関 係 会 社 株 式	2,802,359	自 己 株 式 処 分 差 益	79,627
出 資 金	3,357	利 益 剰 余 金	16,756,271
長 期 貸 付 金	2,189,440	利 益 準 備 金	109,802
差 入 保 証 金	545,814	そ の 他 利 益 剰 余 金	16,646,469
繰 延 税 金 資 産	209,385	別 途 積 立 金	14,710,000
そ の 他	11,550	繰 越 利 益 剰 余 金	1,936,469
資 産 合 計	43,622,349	自 己 株 式	△575,443
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	15,524
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	15,524
		純 資 産 合 計	22,907,274
		負 債 純 資 産 合 計	43,622,349

株主資本等変動計算書

(2021年9月1日から
2022年8月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益 剰余金
			自己株式 処分差益			別途積立金
当期首残高	3,732,673	2,898,621	81,391	2,980,013	109,802	14,710,000
当期変動額						
剰余金の配当						
当期純利益						
自己株式の処分			△1,763	△1,763		
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)						
当期変動額合計	-	-	△1,763	△1,763	-	-
当期末残高	3,732,673	2,898,621	79,627	2,978,249	109,802	14,710,000

	株主資本				評価・換算 差額等	純資産合計
	利益剰余金		自己株式	株主資本 合計		
	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計			その他 有価証券 評価差額金	
	繰越利益 剰余金					
当期首残高	1,384,918	16,204,720	△602,061	22,315,345	31,234	22,346,580
当期変動額						
剰余金の配当	△541,480	△541,480		△541,480		△541,480
当期純利益	1,093,031	1,093,031		1,093,031		1,093,031
自己株式の処分			26,617	24,854		24,854
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)					△15,710	△15,710
当期変動額合計	551,551	551,551	26,617	576,405	△15,710	560,694
当期末残高	1,936,469	16,756,271	△575,443	22,891,750	15,524	22,907,274

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年10月18日

株式会社AVANTIA
取締役会 御中誠栄監査法人
愛知県名古屋市中代表社員 公認会計士 森本晃一
業務執行社員
代表社員 公認会計士 古川利成
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社AVANTIAの2021年9月1日から2022年8月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社AVANTIA及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。
- ・さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年10月18日

株式会社AVANTIA
取締役会 御中

誠栄監査法人
愛知県名古屋市中区

代表社員 公認会計士 森本晃一
業務執行社員
代表社員 公認会計士 古川利成
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社AVANTIAの2021年9月1日から2022年8月31日までの第33期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。
- ・さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年9月1日から2022年8月31日までの第33期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 誠栄監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 誠栄監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年10月20日

株式会社 A V A N T I A 監査役会

常勤監査役 吉田重正 ㊞

監査役 川崎修一 ㊞

監査役 中村昌弘 ㊞

(注) 監査役 吉田重正、監査役 川崎修一、監査役 中村昌弘は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

株主メモ

事業年度 毎年9月1日から翌年8月31日まで

定時株主総会 11月

基準日 定時株主総会・期末配当金／8月31日
中間配当金／2月末日
その他必要がある場合は、あらかじめ公告して臨時に定めます。

売買単位 100株

株主名簿管理人 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社

同事務取扱場所 〒460-8685 名古屋市中区栄三丁目15番33号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

郵便物送付先 〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

電話照会先 0120-782-031(フリーダイヤル) 平日9:00~17:00
取次事務は三井住友信託銀行株式会社の全国本支店で行っております。

公告方法 電子公告 当社ウェブサイト(<https://avantia-g.co.jp/corp/>)に掲載
(ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載します。)

住所変更のお申出先について

株主様の口座のある証券会社にお申出ください。なお、証券会社に口座がないため特別口座を開設されました株主様は、特別口座の口座管理機関である三井住友信託銀行株式会社にお申出ください。

未払配当金の支払いについて

株主名簿管理人である三井住友信託銀行株式会社にお申出ください。

株主総会会場のご案内

日時 2022年11月29日(火曜日) 午前10時

会場 [ホテルメルパルク名古屋2階瑞雲東] 名古屋市東区葵3-16-16 電話 052-937-3535(代表)



交通のご案内

地下鉄東山線

千種駅

1番出口



徒歩約1分

会場

JR中央本線

千種駅

1番出口



徒歩約1分

地下鉄桜通線

車道駅

3番出口



徒歩約2分

※当日は会場の駐車場の混雑が予想されますので、公共の交通機関をご利用ください。

株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。
ご理解賜りますようお願い申し上げます。



見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

